

東京都地域医療支援ドクター専門研修要綱

平成21年7月23日付20福保医救第1064号

一部改正 平成25年3月27日付24福保医救第1566号

一部改正 平成26年12月15日付26福保医人第1687号

一部改正 令和4年7月1日付4福保医人第1205号

一部改正 令和5年7月1日付5福保医人第842号

一部改正 令和7年12月8日付7保医医人第2108号

一部改正 令和8年3月19日付7保医医人第2926号

第1 目的

この要綱は、東京都地域医療支援ドクター実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する支援医師の専門研修に関して、必要な取り扱いを定めることを目的とする。

第2 専門研修

専門研修を行う支援医師（以下「研修医師」という。）は、実施要綱第5条により支援勤務以外の期間について、第3に規定する施設において専門研修を行うものとする。ただし、専門研修の間、必要に応じ、実施要綱第2条に規定する公立医療機関において、通算3ヶ月程度の臨時の代替勤務を行うものとする。

第3 専門研修を行う医療機関等

専門研修を行う医療機関等（以下「専門研修機関」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 都保健所又はその他の都の事業所（以下「都立施設」という。）
- (2) 地方独立行政法人東京都立病院機構が開設する病院（以下「都立病院」という。）又は地方独立行政法人健康長寿医療センターが開設する病院（以下「都関係施設」という。）
- (3) 前各号に規定する専門研修機関以外の医学を履修する課程を置く大学に附属する病院、東京都知事（以下「知事」という。）が指定する基幹型臨床研修病院、独立行政法人国立病院機構及び国立研究開発法人が開設する病院その他知事が認める病院（東京都内に所在する施設に限る。以下「大学附属病院等」という。）

第4 研修医師の身分

研修医師の身分の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 都立施設に勤務する場合、兼務とする。
- (2) 都関係施設のうち、都立病院に勤務する場合は「東京都と地方独立行政法人東京都立病院機構との間における相互派遣交流に関する協定書」に基づく派遣、都立病院以外に勤務する場合は研修派遣とし、東京都職員としての身分を継続するものとする

第5 研修期間

実施要綱第5条に規定する勤務期間6年間のうち、研修期間について、次のとおりとする。

- (1) 研修期間は、通算4年間を上限とする。
- (2) 前号に規定する期間のうち、大学附属病院等における研修は、実施要綱第5条第2項における支援勤務を1年以上行った場合のみ可能とし、通算1年間を上限とする。ただし、研修期間を延長し、又は短縮する必要が生じたときは、知事と大学附属病院等の開設者又は管理者とが協議の上、研修期間を変更することができるものとする。

第6 研修医師の医療行為

専門研修機関において研修医師が行う医療行為は、専門研修機関の管理者の管理下においてこれを行うものとする。

第7 研修医師の給与等

研修医師の給与（退職手当を除く。以下同じ。）については、東京都の職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）を適用して、東京都保健医療局（以下「保健医療局」という。）が支給するものとする。ただし、超過勤務手当及び宿日直手当等の実績給は、専門研修機関が支給するものとする。

- 2 研修医師の退職手当については、東京都の職員の退職手当に関する条例（昭和31年東京都条例65号）を適用して保健医療局が支給するものとする。

第8 研修医師の勤務条件

研修医師の勤務条件については、都立病院に勤務する場合は兼業・兼職、休暇、職免、休業に関する手続きは派遣元の諸規定の例によるものとし、勤務時間その他の勤務条件に関する手続きは派遣先の諸規定の例によるものとする。都立病院以外に勤務する場合は、派遣先の職員の例に従うものとする。ただし、都立施設以外の専門研修機関で研修するにあたり、東京都職員及び当該専門研修機関職員の勤務条件と比較して不均衡を生

じる場合には、知事と専門研修機関の開設者又は管理者（以下「開設者等」という。）が協議して定めるものとする。

第9 研修以外の業務

研修医師が次の業務に携わる場合は、これを優先する。

なお、当該業務に係る経費は、保健医療局が負担する。

- (1) 公立医療機関への臨時の代替勤務
- (2) 東京都職員として命ずる研修・会議等への出席
- (3) 東京都保健医療局災害医療活動

第10 研修医師の旅費

研修医師の旅費は、専門研修機関の規程を適用して当該専門研修機関が支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、保健医療局職員として命ずる研修及び出張に係る旅費については、東京都の職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）を適用して保健医療局が支給するものとする。

第11 研修医師の研究研修費

研修医師は、学会参加費、学会登録費及び図書購入費を請求することができるものとし、当該費用は保健医療局が予算の範囲内において支給するものとする。

なお、国内外の学会等への派遣研修については、それぞれ別途実施要綱を定める。

第12 研修医師の公務災害補償

研修医師の公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）を適用するとともに、保健医療局が保健医療局職員に対して行う休業に係る給付をその負担において支給するものとする。

- 2 前項に規定する場合においては、派遣職員に対し、東京都職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例（昭和42年東京都条例第115号）及び東京都職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則（昭和46年東京都規則第169号）を適用して保健医療局がその負担において支給するものとする。

第13 事故の発生についての責任

専門研修機関において研修医師に係る医療事故等が発生したときは、専門研修機関の管理責任の範囲内において処理するものとする。ただし、研修医師に故意又は重大な過失があるとき

は、この限りではない。

第14 研修医師の共済制度

研修医師は、研修期間中、東京都職員が加入する共済組合の組合員とする。

第15 研修医師の互助制度

研修医師は、研修期間中、東京都職員が加入する互助制度の会員とする。

なお、研修医師に係る東京都が負担する交付金は、保健医療局が負担するものとする。

第16 研修医師の営利企業等従事許可

研修医師の営利企業等の従事の許可については、開設者等が知事に協議の上、行うものとする。

第17 研修医師の分限及び懲戒

研修医師の分限及び懲戒については、知事と開設者等との協議に基づき、知事が行う。

第18 研修期間における守秘義務

研修医師は、専門研修機関において知り得た秘密は、漏らしてはならない。研修期間終了後も同様とする。

第19 勤務状況等の報告

知事又は保健医療局長は、研修医師に関する次の事項について、必要に応じ、開設者等から報告を求めることができるものとする。

- (1) 研修医師の健康状態
- (2) 研修医師の出勤及び勤務状況
- (3) 研修医師の研修実施状況
- (4) その他必要な事項

2 知事又は保健医療局長は、研修医師に関する次の事項について、必要に応じ、開設者等に報告するものとする。

- (1) 研修医師の身分上及び給与上の異動
- (2) その他必要な事項

第20 協議事項

第2から第15までに規定する取扱いのほか、研修医師の取扱いその他研修医師の研修に関し必要な事項は、知事又は保健医療局長と開設者等との協議に基づき、定めるものとする。

第21 研修医師の特例

知事又は保健医療局長は、必要があると認めたときは、第2から第15までに規定する取扱いにかかわらず、その都度特別な取扱いを定めることができるものとする。

第22 委任

この要綱の適用に関し、必要な取扱いについて規定するため、別に東京都地域医療支援ドクター専門研修要領に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月19日から施行する。